

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2024年4月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

4月になり新年度、新学期と何かと気持ちが改まる時期です。私の場合はどちらかと言うと4月は別れの季節という印象が強いです。満開の桜の花が風に揺られて散っていくさま、知らぬ間に葉桜となっている季節の移ろいになぞらえて、人間関係も広げるばかりではなく、整理することの必要性を思うのは私だけでしょうか。

さて今回は死後事務委任契約を取り上げています。この契約を結ぶのはいわゆるおひとりさま、身寄りのない方、親族がいても疎遠だったり頼りたくない方、親族と事情があって絶縁している方などです。普段から身の回りの用事を頼めるような間柄の親族がいればわざわざ死後事務委任契約を結ぶことはありません。実際にこの契約を結ぶことにたどり着く方は少ないですが、今までの経験から言えることとして、身の回りをなるべくシンプルに整理しながら検討されることが多いということです。契約後も連絡先の一覧を定期的に見直し、時を経るにつれ徐々に減らしていけます。人間関係の整理は今をしっかりと生きるために必要なことのように思われなくなりません。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

前号まで「見守り契約」「財産管理等委任契約」を紹介してまいりました。今月はその続きとして、「死後事務委任契約」の説明したいと思います。

この「死後事務委任契約」は自身が亡くなったあとの様々な事務手続きを第三者に委任する契約です。死後に発生する手続きを頼める親族がいればこの契約は必要ないかもしれません。しかし、お一人であったり、近くに親族がいない等の理由でそれが難しい場合、自身の死後について心配されることも多いでしょう。元気なうちに死後の手続きの代理権を第三者に与えておき、自分の希望通りに処理してもらいたいという希望があるときの備えになるのがこの契約です。

例えば「任意後見契約」や「財産管理等委任契約」を結んでいても、亡くなった時点でその契約は終わり、付与されていた代理権も消滅してしまいます。そのため、生存中のサポートをする契約と共に死後のサポートをする契約と一緒に締結しておく、より安心して生活を送っていただけるという仕組みです。

では、実際にどのような手続きを委任できるのでしょうか。主な内容を右記にまとめました。これはほんの一例ですが、このような自分の希望する内容を公正証書にしておくのです。

死後事務委任契約の主な内容

- ・葬儀や埋葬、遺体の引き取り等の手続き
- ・親族や知人等、関係者への死亡連絡
- ・未払い料金や医療費等の支払い
- ・住まいや遺品整理等の家財に関すること
- ・公共料金等のサービスの解約
- ・行政機関に提出する書類の対応
- ・SNS やメールアドレスの削除

YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
ました!!
どうぞよろしく☆



一見、自由度の高そうな「死後事務委任契約」ですが、実は組み込めない項目もあります。それは財産に関することです。財産を誰に相続させるかというような内容はこの契約では結べないため、別途「遺言書」等を用意しておく必要があります。ということで、次号は「遺言書」について説明していきます。

